

## 奨学金委員会

奨学金（特に学内奨学金）希望者は必ずこの総説を読んでください。

### 1. 奨学金とは

一般に奨学金を意味する英語の「スカラーシップ」については、多くの英和辞書には、「学識」・「学業成績」・「奨学金」という3つの意味が掲げられています。そこから、「奨学金」とは、学問的研鑽により修得した「学識」を、自らの「学業成績」により証明した学生に対し、教育機関等が学資金の一部の給付・貸与を行う制度であると言えます。奨学金制度は、本学独自の「学内奨学金」と、その他の「学外奨学金」に大別されます。

### 2. 本学における奨学金受給学生選抜の基準

広い意味で福音主義的な教会の教職者養成を目的とする本学では、「奨学金」は、上記の(1)「学識」・「学業成績」という意味の基準に加え、さらに(2)教会の教職者・伝道者として神に立てられているという本人の召命の確かさ、(3)本人の経済的必要性を審査基準とし、奨学金委員会の議を経て、申請者への給付・貸与が決定します。

また、アジア等諸外国からの留学生及びアジア出身者の在日諸教会に所属する日本国籍を有する学生の場合、日本人学生と同様に(1)、(3)の基準のほか、(2)の「本人の召命の確かさ」の中に、特に日本基督教団をはじめ他の日本における福音主義諸教会との良き交わりや協力を形成する志や、それに相応しい生活態度が重視されます。

### 3. 学内奨学金について

学内奨学金の収入源は、主として2つあります。それは、日本基督教団に所属する諸教会・関連するキリスト教主義の諸団体・海外諸教派や諸団体・諸個人から捧げられる「特別寄付金（奨学金のための献金）」と「基金利息収入」です。しかし、昨今の長期的不況と超低金利・社会経済事情等により、次第に前者の収入源に依存せざるをえない厳しい状況にあります。

学内奨学金申請に際しては、次の点に留意してください。

- (a) 経済的にゆとりのある学生や、家族・親戚等の支援者を有する学生は、学心に富みつつも経済的にゆとりのない学生に少しでも多くの奨学金が支給されるよう配慮し、必要以上の申請は控えてください。
- (b) 「特別寄付金」の総額は年により大きく変動するので、学内奨学金の給付実績は一樣ではありません。そのため、例えば前年度給付されても、次年度には審査結果によって減額される場合や、給付されない場合もあります。
- (c) 学内奨学金は、次のプロセスを経て、支給額（給付額または貸与額）の決定を行います。

① 奨学金希望者は各奨学金の募集期間に申請書等の必要書類を提出。

② 提出された申請書等に基づき、奨学金委員会による書類審査。

③ 必要に応じて、奨学金委員会が奨学金希望者と面接をし、最終決定。

※奨学金に関わる各自の経済生活の諸問題については、随時、奨学金委員会に相談してください。

#### A 学内奨学金

本学の学内奨学金は次の通りです。これらの奨学金は、同窓会組織や全国の教会・団体・個人から寄せられた献金等を原資として賄われています。

奨学金の募集については、学生課掲示板や大学ホームページ「在学生ページ」を通して周知しますので、こまめに確認するようにしてください。また、一部の学内奨学金申請にあたっては、主たる家計支持者の収入に関する証明書類（「源泉徴収票」「確定申告書の控え」「課税証明書（非課税証明書）」等）の提出が必要です。なお、学内奨学金の決定通知書は、原則としてメールボックスに配付します。

#### ◆一般奨学金

奨学金概要	授業料補助奨学金。
申請対象者	全学年。但し、前期は新入生を除く。
申請時期	前期分：前年度の12月～1月 / 後期分：6月
選考方法	主たる家計支持者の収入を考慮し、審査したうえで、受給者及び支給額（給付額または貸与額）を決定する。
注意事項	① 奨学金受給決定後、休学することになった場合は、当該学期の受給資格を失う。 ② 誓約書には、学生本人だけでなく、連帯保証人の署名・押印が必要。定められた期間内に経理課に提出すること。 ③ 東京神学大学奨学金規則第6条に定められている通り、教職者になることなく卒業・退学・学籍喪失する際には、全額返還義務が生じる。

#### ◆指定奨学金

奨学金概要	全国の教会・団体・個人から寄せられた献金が財源の奨学金。支給期間は原則として採用年度の1年間。
申請対象者	全学年。（但し、申請時期は異なる。）
申請時期	在学生：前年度の12月～1月 / 新入生・復学者等：4月
選考方法	主たる家計支持者の収入を考慮し、審査したうえで、受給者及び給付額を決定する。
注意事項	休学することになった場合、当該学期の奨学金は支給されない。

◆内部入学補助奨学金

奨学金概要	博士課程前期課程内部入学者選拔出願者のための、入学金補助奨学金。
申請対象者	G4のうち、博士課程前期課程内部入学者選拔出願者。(外部入学者選拔出願者は申請不可。)
申請時期	前年度の12月～1月
選考方法	主たる家計支持者の収入を考慮し、審査したうえで、受給者及び給付額を決定する。
注意事項	内部入学補助奨学金の申請にあたっては、保証人の署名・押印が必要。

◆オルガン補助奨学金

奨学金概要	オルガン演奏法講師への月謝の補助。
申請対象者	演奏法実技を習っている者。
申請時期	前期分：4月 / 後期分：10月
選考方法	オルガン奉仕者になることを希望し、奨学金支給を必要とする者を審査して、決定する。

※上記のほか、緊急に一時金の必要になった学生に対して、貸与奨学金の制度があります。経済的に困難が生じた場合には、奨学金委員会にご相談ください。

B 学外奨学金

学外奨学金として、財団法人・民間企業等の民間団体等が奨学生を募集することがあります。学生課に通知が届き次第、募集を行います。掲示や大学ホームページ「在学生ページ」に注意してください。なお、独立行政法人 日本学生支援機構奨学金については、次項をご覧ください。

◆日本学生支援機構 奨学金について

日本学生支援機構の奨学金は、経済的理由により修学が困難である優れた学生を対象とした、国が実施する貸与型の奨学金です。奨学金は、学生が自立して学ぶことを支援するために、学生本人に貸与し、卒業後、学生本人が返還していくものです。このことを理解し、有効かつ計画的に利用してください。

◇奨学金概要・種類

日本学生支援機構では、申請者の人物・学力・家計について総合的に判定を行い、奨学生としてふさわしい適格者を選考のうえ、奨学生採用候補者を決定することとしています。奨学金の貸与期間は、卒業・修了までの最短修業期間です。

名称・対象		貸与月額（2022年度実績）	前年度新規採用者数
第一種奨学金 【無利子】	学部	自宅通学：2万円、3万円、4万円、 5.4万円から選択 自宅外通学：2万円、3万円、4万円、 5万円、6.4万円から選択	1年次：0名 2年次以上：0名
	博士課程 前期課程	5万円または8.8万円	0名
	博士課程 後期課程	8万円または12.2万円	0名
第二種奨学金 【有利子】	学部	2万円から12万円までの間で、1万円 単位で額を選択	1年次：1名 2年次以上：0名
	博士課程 前期課程	5万円、8万円、10万円、13万円、 15万円から選択	0名
	博士課程 後期課程	5万円、8万円、10万円、13万円、 15万円から選択	0名

◇申請から返還までの流れ

時期・項目	内容
4月 申請	希望者は、日本学生支援機構奨学金説明会に出席してください。その後、必要書類を取り揃えて学生課に提出し、スカラネット入力を済ませることで、申請手続きが完了します。
4月～5月 推薦・選考	人物・学力の推薦基準を満たしている希望者を本学から機構に推薦します。機構では家計を含めた審査・選考が行われます。
5月 採否通知	採用候補者には「奨学生証」「奨学生のしおり」「返還誓約書」を交付します。それと前後して、奨学金の振り込みが始まります。
6月 返還準備	採用候補者は「返還誓約書」及び必要書類を学生課へ提出します。その後、機構の審査・受理を経て、正式に採用決定となります。
11月 返還手続き	当該年度貸与終了予定者は、金融機関にて返還のための「リレー口座」加入手続きをします。

12月～1月 継続手続き	次年度に向けて、「奨学金継続願」を提出します（当該年度貸与終了予定者を除く）。奨学金継続の要否と、1年間の学業成果を機構に報告する手続きです。この手続きをしないと、奨学金が廃止（資格喪失）になります。
2月～3月 適格認定	「奨学金継続願」の内容と、機構の適格基準をもとに、学業成績等審査により奨学金継続の可否等が判断されます。適格認定は「廃止」「停止」「警告」「継続」の区分に応じて行われます。
卒業・修了後 返還	貸与終了の翌月から数えて7ヶ月目に返還が始まります。赴任等による住所変更の折には、必ず各自で機構に届け出てください。

\*休学・退学等の学籍異動が生じた場合や、貸与月額変更、辞退等を希望する場合は、所定の願い出による手続きが必要です。学生課に申し出てください。

#### ◇予約採用候補者の新入生の皆さんへ

学部・大学院の新入生のうち既に日本学生支援機構奨学生採用候補者となっている場合は、入学後すみやかに「採用候補者決定通知」を学生課に提出してください。その際、ユーザIDとパスワードを配付しますので、スカラネットでの「進学届」提出を忘れずに行ってください。提出がない場合、奨学金が支給されません。

なお、日本学生支援機構奨学生採用候補者となっている新入生は、4月の日本学生支援機構奨学金説明会に出席する必要はありません。

#### ◇「在学届」提出について

高校・大学等在学時に日本学生支援機構（日本育英会）奨学生であった新入生・本学大学院への内部入学1年生及び当該奨学金貸与終了者のうち、本学在籍中の返還猶予を希望する者は、前期補充登録締切日までに所定の手続きをしてください。手続きの詳細は、4月はじめに掲示や大学ホームページ「在学生ページ」でお知らせします。

なお、「在学届」の提出により返還が猶予されるのは、標準修業年限による卒業・修了までの間です。標準修業年限を超えて在籍することになった場合には、年度ごとに「在学届」を提出する必要がありますので、ご注意ください。

#### ◇「特に優れた業績による返還免除」について

「特に優れた業績による返還免除」とは、大学院において第一種奨学金の貸与を受けた学生であって、その課程在学中に特に優れた業績をあげた者として日本学生支援機構が認定した場合には、貸与期間終了時に奨学金の全部または一部の返還が免除される制度です。当該制度による返還免除の認定は、返還免除希望者からの申請に基づき、学内選考委員会での選考、機構への推薦を経て、機構の業績優秀者奨学金返還免除認定委員会にて審議のうえ決定されます。当該制度の募集・申請手続等の詳細は、12月頃に案内します。